

医学物理士認定制度施行細則

最終改正 2018年8月27日

(目的)

第1条 この細則は、医学物理士認定制度規程（以下、「規程」という）に定める、医学物理士認定試験（以下、「試験」という）受験資格審査および医学物理士認定審査に関する必要事項を定める。

(医学物理または医学における経験)

第2条 規程第9条および第12条に定める医学物理または医学における経験とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 機構が認定した医学物理教育コースの臨床研修
 - (2) 医療機関における診療または研修（レジデント）
 - (3) 大学院または大学における医学物理に関する教育業務
 - (4) 大学または研究所等における医学または医療に関わる研究または開発業務
 - (5) 企業等における医療機器の開発またはカスタマーサポート等、医学物理の知識を要する業務
 - (6) その他、医学および医療の発展に貢献しうる業務
- 2 前項の(1)号を除き、受験または認定に必要な学歴を得るために要した期間を、医学物理または医学における経験年数に含めることはできない。

(受験に要する業績評価点)

第3条 規程第9条に定める業績評価点は、前々年度の4月1日から受験年度の9月30日までの期間の合計とする。

- 2 前項の業績評価点は、別表の 카테고리ⅡおよびⅢの項目について加算できるものとする。

(新規認定に要する業績評価点)

第4条 規程第12条に定める業績評価点は、前々年度の4月1日から申請年度の9月30日、または12月31日までの期間における合計30単位以上とする。

- 2 前項の業績評価点は、別表の 카테고리0、Ⅰ、ⅡおよびⅢの項目について加算できるものとする。

(新規認定に要する医学物理または医学における経験年数)

第5条 規程第12条に定める医学物理または医学における経験年数は、4月1日から翌年の3月31日までを1年間とする。

- 2 直近の3月31日に前項の経験年数を満たす者は、見込みで申請できるものとする。この場合、3月31日における在職証明書、在籍証明書または修了証書の再提出によって認定証を交付する。
- 3 規程第12条(1)の4に該当する者については、修了証書の提出によって認定証を交付する。

(更新認定に関する必要事項)

第6条 規程第13条に定める必要事項は、機構が定める更新認定期間内に更新認定申請書を提

出していること、および当該業績評価期間 5 年間における業績評価点の合計 60 単位以上とする。

- 2 前項の業績評価点は、別表の 카테고리0、I、II および III の項目について加算できるものとする。ただし、カテゴリ II については 1 単位以上を必須とする。
- 3 第 1 項に定める更新認定期間が過ぎ、機構が該当者の届け出ている連絡先に連絡しているにも関わらず速やかに応じない場合、その意思がないとして資格を停止する。
- 4 前項の理由により資格の停止を受けた者に対し、再び資格を与えるのが適当であると認めた場合、第 1 項に定める業績評価期間内の業績評価点に基づき業績を評価する。但し、対象者の更新後の認定期間は、臨時で更新認定を承認した後の翌月 1 日から、本来の更新認定審査によって認定した場合の日付までとする。

(試験合格または認定の有効期限の延長)

第 7 条 試験に合格し新規認定を受けようとする者、または医学物理士として認定された者が、次の各号のいずれかにより止むを得ず業務を継続できない場合は、試験合格または認定の有効期限を延長することができる。ただし、次の各号に掲げる理由で機構が認める場合を除き、申請期間中の医学物理士に関する業績は、実績として算定することができない。

- (1) 病気療養
 - (2) 妊娠、出産、育児
 - (3) 1 年を超える海外留学
 - (4) その他、機構が認める場合
- 2 有効期限の延長を受けようとする者は、業務を継続できない理由、業務を継続できない期間、および、それらを証明する書類を添えて申請しなければならない。
 - 3 第 1 項第 2 号に掲げる事由による延長が可能な期間は、一子につき最大 3 年間とする。

(不服の申立て)

第 8 条 規程第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条および細則第 7 条の決定に対して、不服を申し立てる場合は、書面にて代表理事に対して行うこととする。

(別表の運用)

第 9 条 別表については、次の各号を適用し運用する。

- (1) カテゴリ0、コード X または Y の業績を申請しようとする者は、臨床研修に関する報告書と臨床研修責任者の証明書を添付しなければならない。
- (2) カテゴリ0 のコード X とカテゴリ I の業績評価点は重複して申請できない。
- (3) カテゴリ I、コード A または B の業績を申請しようとする者は、業務実績の報告書と所属長の証明書を添付しなければならない。
- (4) カテゴリ I、コード C の常勤の教員とは、医学物理分野の教育および研究を行っている大学院または大学に所属する常勤の教員をいう。
- (5) カテゴリ I、コード C の業績を申請しようとする者は、研究科長等の証明書を添付しなければならない。
- (6) カテゴリ I において、コード A1 または B1 と、C1 の業績を重複して申請することはできない。
- (7) カテゴリ I において、コード A2、B2 または C2 の業績は、期間が重複しない場合に限り、2 つのコードの業績点を加算できる。ただし、その合計は 15 単位または 20 単位を超えない。

- (8) カテゴリーⅡ、機構が認定した研修課程または講習会とは、医学物理士認定委員会（以下、委員会という）が審査し、認定したものをいう。
- (9) 前号の認定を受けようとする者は、研修課程または講習会のプログラムを添えて委員会に申請しなければならない。
- (10) カテゴリーⅡコード D2 および D3 において、機構が主催する一日以上の講習会についてはコード D2 を、半日についてはコード D3 を適応する。
- (11) カテゴリーⅢ (1) において、出席の業績点と、特別講演、講師および筆頭演者である演題ごとの業績点を加算できる。
- (12) カテゴリーⅢ (1) において、共同演者としての業績点は同一の学術集会について 1 回のみ加算できる。
- (13) カテゴリーⅡおよびカテゴリーⅢ (1) において、特別講演、講師、演者の業績を申請しようとする者は、演題名と講演者または演者名が記載されたプログラムまたは報文集の写しを添付して申請しなければならない。
- (14) カテゴリーⅡおよびカテゴリーⅢ (1) において、出席の業績を申請しようとする者は、講習会または学術大会等の名称と、出席者の氏名が記載された出席証明証の写しを添付して申請しなければならない。
- (15) カテゴリーⅢ (1) において、開催期間が重なる学術大会等への出席の業績は、重複して申請することはできない。
- (16) カテゴリーⅡコード F2、日本医学物理学会学術大会の教育講演については、同一会期について 1 回のみ加算できる。
- (17) カテゴリーⅢ (1) コード K において、出席の業績を申請しようとする者は、前号に加えてプログラムの写しを添付して申請しなければならない。
- (18) カテゴリーⅢ (2) の論文とは、4 ページ以上の医学物理に関する論文、プロシーディングス等をいい、査読とは 2 名以上による査読をいう。
- (19) カテゴリーⅢ (2) の報文集等とは、1 ページ以上 4 ページ未満の医学物理に関する論文、プロシーディングス等をいう。
- (20) カテゴリーⅢ (2) において、業績を申請しようとする者は、論文、著書の写しを添付して申請しなければならない。
- (21) 前号までに記載のない場合は、提出された書類をもって委員会で審査する。

（条件付き認定）

- 第 10 条 更新認定において、第 6 条に定める業績評価点を満たさないと判定された者は 2 年間の条件付き認定を受けることができる。
- 2 前項の条件付き認定を受けた者は、2 年後に前回の不足分に 24 単位を加算した業績評価点以上を有する場合に更新認定を申請できる。
 - 3 条件付き認定を連続して適用することはできない。

（細則の改定）

- 第 11 条 この細則は、理事会の決定により改正することができる。

附 則

（施行期日）

- 第 1 条 この細則は、2018 年 8 月 27 日から施行する。

別表 (第3条、第4条および第6条に関わる業績評価点)

カテゴリーⅠ：認定医学物理教育コースにおける臨床研修受講実績				
教育コースの種類	コード	期 間	単位数	
認定医学物理教育コースの博士または臨床研修生課程	X1	2年間	25	
	X2	1年間	10	
短期臨床研修教育コース	Y	100時間以上	5	
カテゴリーⅡ：医学物理士としての業務実績				
実績の種類	コード	期 間	単位数	
臨床における業務実績（診療報酬上の施設基準で「専ら担当する者」に該当する者）	A1	5年間	25	
	A2	1年以上	10	
上記以外の臨床における業務実績	B1	5年間	10	
	B2	1年以上	5	
医学物理分野の常勤の教員としての業務実績	C1	5年間	25	
	C2	1年以上	10	
カテゴリーⅢ：医学物理士業務に関する講習会等への参加				
講習会等の種類	コード	参加形態	単位数	
機構が主催する講習会、 日本医学物理学会サマーセミナー、 日本医学物理士会ミニマム講習会および実務講習会、 機構が認定した研修課程	D1	講 師	5	
	D2	出席（一日以上）	10	
	D3	出席（半日）	5	
上記以外の日本医学物理学会および日本医学物理士会主催の講習会、 放射線治療品質管理機構主催の放射線治療品質管理講習会	E1	講 師	3	
	E2	出 席	5	
認定医学物理教育コースが主催し、かつ機構が認定した講習会、 日本医学物理学会学術大会の教育講演	F1	講 師	2	
	F2	出 席	3	
機構が認定した講習会	G1	講 師	1	
	G2	出 席	2	

別表 つづき

カテゴリーⅢ(1) : 医学物理学に関する学術大会等への参加

学術集会の種類	コード	参加形態	単位数
日本医学物理学会（日韓合同学術大会含む）、	I1	特別講演、講師等	5
日本医学放射線学会、	I2	筆頭演者	3
日本放射線腫瘍学会、	I3	共同演者	1
日本核医学会の学術大会	I4	出席	3
American Association of Physicists in Medicine、			
American Society for Radiation Oncology、			
Asian & Oceanian Congress of Medical Physics、			
European Association of Nuclear Medicine、			
European Congress of Medical Physics、			
European Society for Radiotherapy and Oncology、	J1	特別講演、講師等	5
European Society of Radiology、	J2	筆頭演者	3
International Radiation Protection Association、	J3	共同演者	1
Particle Therapy Co-Operative Group、	J4	出席	3
Radiological Society of North America、			
Society of Nuclear Medicine and Molecular Imaging、			
World Congress on Medical Physics & Biomedical Engineering、			
International Conference on Medical Physics の学術大会			
	K1	特別講演、講師等	3
上記以外の学術集会	K2	筆頭演者	2
	K3	共同演者	1
	K4	出席	1

カテゴリーⅢ(2) : 医学物理学に関する学術論文・著書

対象学術誌	コード	著者形態	単位数
医学物理、			
Annals of Nuclear Medicine、			
British Journal of Radiology、			
European Journal of Nuclear Medicine、			
European Journal of Radiology、			
International Journal of Radiation Oncology・Biology・			
Physics、	L1	筆頭著者	10
Japanese Journal of Radiology、	L2	第二著者以降	5
Journal of Applied Clinical Medical Physics、			
Journal of Nuclear Medicine、			
Journal of Radiation Research、			
Magnetic Resonance in Medical Sciences、			
Medical Physics、			
Physica Medica、			
Physics in Medicine and Biology、			

Radiation Oncology、			
Radiation Protection Dosimetry、			
Radiological Physics and Technology、Radiology、			
Radiotherapy & Oncology			
に掲載された論文			
上記学術誌を除く、査読のある学術誌に掲載された論文	M1	筆頭著者	7
	M2	第二著者以降	3
査読のない論文	N1	筆頭著者	4
	N2	第二著者以降	2
報文集等	O1	筆頭著者	2
	O2	第二著者以降	1
医学物理に関する著書	P1	単著・共著	7
	P2	分担執筆	3